

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針

(各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等)の適切な明示

本学は、建学の精神である「教育の目的は、人に愛される人、人に信頼される人、人に尊敬される人の育成にある」に賛同・共感し、その目的のために熱意を持って教育・研究に取り組むことのできる人を求める教員像としている。

看護学部は、建学の精神に則り、生命を尊重し、人間の尊厳と権利に関する深い洞察力を持ちながら、人々の健康と福祉の向上に貢献する看護の専門家を育成するという教育目的を理解し、本学の教育・研究活動の発展に寄与できる教員を求めている。

教育学部(通学課程)は、建学の精神に則り、将来のわが国を担うこども達の育成という崇高な任務を自覚するとともに、広い視野から現実の課題を直視し、一人ひとりを大切に育んでいこうとする強い使命感を持つ教育の専門家を養成するという教育目的を理解し、本学の教育・研究活動の発展に寄与できる教員を求めている。

教育学部(通信教育課程)は、教育基本法に則り、通信の方法によって、高い徳性と幅広い教養を与え、幼児・児童及び生徒に関する専門教育を施し、もって人に愛され、信頼され、尊敬される人材の育成という教育目的を理解し、本学の教育・研究活動の発展に寄与できる教員を求めている。

看護学研究科は、人間に関する高い学識をもち、人々の健康と生活の支援を科学的に探究し、その支援の考究を自立して行うことができ、看護学の発展に寄与できる教育・研究者を育成するという教育目的を理解し、本学の教育・研究活動の発展に寄与できる教員を求めている。大学及び各学部・研究科の求める教員像については、大学ホームページにて明示している(資料6-1【ウェブ】)。

教員組織の編制方針については、教育研究上の目的を踏まえた、学位授与方針、教育課程の編成方針を実現するために、「文部科学省の大学設置基準、大学院設置基準に則った専任教員を配置するとともに、大学及び各学部・研究科の教育目標、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーなどの各種方針に基づく教育や学生支援の実現に必要な教員組織を編制する」と定め、大学ホームページに明示している(資料6-1【ウェブ】)。また、「学校法人弘徳学園専任教員選考基準に関する規程」により、各学位課程における採用基準の原則を定め、看護学部においては保健師助産師看護師学校養成所指定規則、教育学部においては教育職員免許法及び指定保育士養成施設に則り、専門分野に関

する能力を見定めて配置している（資料 6-2）。なお、求める教員像及び教員編制の実施方針については、教職員向け学内グループウェアシステムの掲示板にて明示し共有している（資料 6-3）。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編成しているか。

評価の視点 1： 大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数
評価の視点 2： 適切な教員組織編制のための措置
・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授又は助教）の適正な配置
・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
・各学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等も含む）
・教員の授業担当負担への適切な配慮
・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置
評価の視点 3： 学士課程における教養教育の運営体制

2019 年度の大学全体の専任教員は、教授 37 名、准教授 10 名、講師 15 名、助教 7 名、助手 6 名であり、大学設置基準及び教員組織の編成方針に基づき適切に配置している（大学基礎データ表 1）。

各学部・研究科ごとの専任教員については、看護学部では、教授 18 名（うち特任教授 8 名）、准教授 5 名、講師 7 名、助教 7 名の専任教員により編成されており、大学設置基準で必要とされる教員数を満たしている。このほか、6 名の助手を配置している。本学部の設置基準上必要な専任教員数は、12 名（うち教授数は 6 名）である。教授 18 名のうち 16 名が大学院教員を兼務しており、学部教育の質向上、教育課程の編成の観点、学生支援体制の充実等を鑑みて、上記の人数を配置している（資料 6-4）。

教育学部（通学課程）では、教授 19 名（うち特任教授及び特別特任教授 8 名）、准教授 5 名、講師 8 名（うち特任講師及び特別特任講師 2 名）の合計 32 名で構成されている。設置基準上必要な専任教員数は、10 名（うち教授数は 5 名）である。通学課程の全教員が通信教育課程教員を兼務しており、免許法施行規則に定める幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭及び保育士資格等の授業科目担当者数、学部教育の質向上、教育課程の編成の観点、学生支援体制の充実等を鑑みて、上記の人数を配置している（資料 6-5）。

教育学部（通信教育課程）では、通学課程の全教員が兼務で担当することとなっており、免許課程の充実や養成課程の開設に対応した教員組織を編制している。設置基準上必要な専任教員数は、15 名（うち教授数は 8 名）である。

看護学研究科に所属する教員は、看護学部教員が兼務している。設置基準上必要な専任教員数 12 名のうち、研究指導教員数は 6 名（うち教授数は 4 名）、研究指導補助教員数は 6

名である。博士前期課程においては、教授 17 名、准教授 1 名で構成しており、そのうち研究指導教員は 16 名、研究指導補助教員は 1 名、講義科目担当教員 1 名である。博士後期課程においては、教授 14 名、准教授 1 名で構成しており、そのうち研究指導教員は 8 名、研究指導補助教員は 6 名、講義科目担当教員 1 名である（2019 年 10 月 1 日時点）。なお、大学院設置基準第 8 条「大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる」より、研究科教員は看護学部教員の兼務となっている。

各学部・研究科ごとにおいて、大学設置基準及び大学院設置基準上必要な専任教員数は十分に満たしており、看護学部及び教育学部の性質上、教員配置は適切であると言える。

専任教員の年齢構成については、学士課程においては、70 歳以上が 5 名、60～69 歳が 24 名、50～59 歳が 24 名、40～49 歳が 10 名、30～39 歳が 6 名である（大学基礎データ表 5）。男女比は、男性 24 名（32.0%）、女性 51 名（68.0%）である（助手 6 名含む）。博士前期課程においては、70 歳以上が 4 名、60～69 歳が 7 名、50～59 歳が 4 名、40～49 歳が 2 名であり、男女比は、男性 3 名（17.6%）、女性 14 名（82.4%）である。博士後期課程においては、70 歳以上が 4 名、60～69 歳が 6 名、50～59 歳が 3 名、40～49 歳が 1 名であり、男女比は、男性 3 名（21.4%）、女性 11 名（78.6%）である。設置する学部及び研究科の特性上、特に看護学部及び看護学研究科において女性教員の割合が高い（2019 年 5 月 1 日時点）。

学部ごとにおいては、看護学部では、70 歳以上が 4 名、60～69 歳が 10 名、50～59 歳が 13 名、40～49 歳が 9 名、30～39 歳が 1 名であり、男女比は、男性 4 名（10.8%）、女性 33 名（89.2%）である。教育学部では、70 歳以上が 1 名、60～69 歳が 14 名、50～59 歳が 11 名、40～49 歳が 1 名、30～39 歳が 5 名であり、男女比は、男性 19 名（59.4%）、女性 13 名（40.6%）である。

教員の授業担当負担への適切な配慮については、専門業務型裁量労働制の採用により、教員の負担軽減が図れるように配慮している。また、全体の業務量を鑑みて授業担当や委員会活動の業務分担を図り、教員の負担の軽減に努めている。

学士課程における教養教育の運営体制については、人格形成の基盤となる共通教育科目を配置している。看護学部では、教養、外国語、情報の理解に区分され 19 科目を配置している。教育学部では、人文、社会、自然・健康、外国語、情報、ゼミに区分され、29 科目を配置している（資料 1-7）。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点 1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点 2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

教員の募集、採用については、「学校法人弘徳学園専任教員選考基準に関する規程（資料 6-2）」、「学校法人弘徳学園任期付教員の任用等に関する規程（資料 6-6）」により、適切かつ厳格に実施している。募集の方法については、公平性と広く人材を求める観点から、大学ホームページをはじめ、JREC-IN Portal（研究者人材情報サイト）を活用している。特定分野において優れた業績のある場合、当該授業科目（原則必修科目）が専任教員で満たされない場合、及び特定の業務（設置・申請・改編）を専任教員で遂行できない場合等の事情がある場合、「学校法人弘徳学園特任教員に関する規程（資料 6-7）」及び「学校法人弘徳学園特別特任教員に関する規程（資料 6-8）」により、特任教員及び特別特任教員として任用している。助教と助手については、任期制を採用し、任期を 1 年、再任 4 回まで可としている。さらに、助教の場合には大学院修士課程を修了していることを条件としている。看護学部においては、助教及び助手は主たる担当教科が臨地実習であるため、3 年以上の看護師実務経験を有していることを条件としている。看護学研究科における募集の方法については、将来性のある教員の勧誘を行い、次世代を担う中堅や若手教員に教育経験と研究業績が積めるような職場環境を提供することで、教育研究の向上・活性化を推進している。

教員の採用に関する手続きについては「学校法人弘徳学園職員任免規程（資料 6-9）」を遵守し、適切に手続きを行っている。教授会・研究科委員会にて、履歴書及び教育研究業績の書類審査を行い、教授会・研究科委員会の承認を経た後に、学部長・研究科長から学長に審議結果を報告する。学長及び学部長・研究科長の面接を実施したうえで、学長が適任者を推薦し、理事長が決定する。

教員の昇格については、「姫路大学教員の昇任に関する規則（資料 6-10）」で明確に規定されており、厳格に実施を行っている。同規則に則り、前年度 10 月末日までに、自己推薦・他者推薦により書類を整えた上で、教授会において学部の昇任審査委員会を組織し、審査基準に基づいた審査が行われている。審査結果は、審査委員会委員長により学部長に報告され、教授会を経て学部長から学長に報告、学長から理事長に報告され、承認される。また、学部独自に、「姫路大学看護学部教員昇任審査基準（資料 6-11）」、「姫路大学教育学部教員昇任審査基準（資料 6-12）」を定め、教育経験と研究業績を積み自己研鑽を重ね、教員としての能力に応じた職位とするために、昇格については適正に実施している。

看護学研究科博士前期課程における研究指導教員の資格基準及び選考に関しては、姫路大学大学院看護学研究科担当教員資格基準内規に基づき、適正に運用している（資料 6-13）。同内規に則り、研究科長と専攻長が研究指導教員の候補者を挙げ、研究指導担当教員審査委員会を設置し、資格基準に基づいた審査が行われている。審査結果は、委員長である研究科長が研究科委員会に報告し承認を受けた後、学長が研究科委員長の報告を受け、研究指導教員を決定する。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施 評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用
--

本学のFDの考え方については、「姫路大学全学教育改善実施（FD）委員会規程」第1条主旨に、「教育の内容及び方法を点検し、それを改善するための方途を策定し、かつ円滑に実施していくため」と定めている（資料2-23）。

FD活動については、各学部FD部会及び研究科FD委員会で検討し、年数回の研修会を行っている。

看護学部FD部会及び看護学研究科FD委員会では、2019年度、各教員からテーマを募集し、FD部会及びFD委員会がテーマ（ハラスメント防止対策について他）を選定して外部講師を招聘し開催した。開催後は、参加者に対するアンケートを実施し、研修の成果について確認を行っている（資料6-14）。また、看護学部FD部会では、「看護学実習におけるルーブリックとパフォーマンス評価」についての講演を実施している（根拠2-27）。

教育学部では、通学課程の全教員が兼務で通信教育課程を担当しているため、全教員がFDの機能を持つ学術教育研究会に出席している。学術教育研究会は年に3~4回実施し、各回につき2名の教員が各自取り組んでいる具体的な教育研究・実践内容について順次発表を行い、研究討議を行うことによって、全教員が資質向上に向けて取り組んでいる。また、年に1~2回、公開授業の期間を設け、その期間に実際の授業を教員間で公開し、相互啓発に取り組んでいる（資料2-37）。さらに、教育学部では学内サーバーの共用フォルダを利用した活動報告を行うことにより、各委員会・部会の活動内容が可視化され、自己点検・評価委員会のみならず教員相互による点検・評価が可能となっている。

研究科FD委員会では、2018年度は「データの解析に必要な統計学的知識」、「我が国の文化的価値」、「教育・研究環境の改善」などについて講演会や研修会を開催し、質の高い研究力と豊かな教育力の向上を目指し、活動を行ってきた。2019年度の博士後期課程の設置に伴い、これまでの取り組みを継続しつつ、博士後期課程の教育者としての能力向上を目指した研修内容として、以下の取り組みを定期的に行うこととしている。教員組織全体及び教員個人の教育研究の成果を共有するために、研究科教員による「教育研究報告会」を行っている。また、学外の研究者を招聘し、研究や教育活動の知識の向上を図るために、「看護学と他領域の研修成果とのコラボレーション」などを計画している。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教員組織の適切性については、教員組織の編制方針に基づき、各学部教授会・研究科委員

会にて専任教員の定員数、職位別教員数、専任教員及び非常勤講師の採用計画、専門分野に関する教員の配置等の点検・評価を行い審議している。また、各学部・研究科ごとに授業評価アンケートを行い、授業改善やFD活動の展開に運用している。今後は、教育改善・内部質保証会議が検証結果を踏まえた改善・向上を行い、全学的な内部質保証の推進に責任を負う組織として実施していく。

(2) 長所・特色

看護学部では、大学設置基準で規定されている必要専任教員数12名に対して、学部教育の質向上、教育課程の編成の観点等から、専任教員を37名（教授が18名のうち16名は大学院教員を兼務）配置しており、学生にきめ細やかな教育指導が展開できている。教育課程の実現のために、教員連絡会をはじめとした様々な委員会を組織し、教員間の情報交換・意見交換を行い、教学、学生の生活・学習支援、カリキュラムの運用と改善、実習の調整などについて検討し、速やかな意思決定を行い、常に最善の教育を実践できるようにしている。教員間の連絡調整は、専門分野ごとに、また専門分野での情報を教授会で共有するなど、円滑かつ適切に情報交換が行われている。

教育学部では、大学設置基準で規定されている必要専任教員数10名に対して、学部教育の質向上、教育課程の編成の観点等から、専任教員を32名配置しており、学生支援体制の充実が図られている。また、学術教育研究会を定期的に行い、互いの研究内容について意見交換等を行い、研究内容を深めている。

看護学研究科では、2019年度の博士後期課程の開設にあたり、文部科学省の教員審査を受け、研究指導教員8名、研究指導補助教員6名となっており、指導体制は充実している。専門分野における教育・研究経験が豊富な教員を多く配置することで、質の高い教育を行っている。さらなる教育・研究の質の向上に向け、研究・研修会を定期的を開催し、教員の自己研鑽を促進させ、研究科の教員としてふさわしい能力を維持できるよう努めている。また、次世代を担う中堅教員に教育経験と研究業績が積めるような環境を提供することで、教育研究の向上・活性化を推進させている。修士号のみの取得者に対しては、学部及び博士前期課程の教育に支障がない範囲で、博士号取得が可能となるよう積極的に支援している。

(3) 問題点

- ・各学部・研究科の教員組織の編制方針については、策定途中であり、現時点で明示していない。
- ・看護学部では、専任教員の年齢構成は、30代から50代までは比率がほぼ同じで、年齢構成は偏りがなくバランスが取れているが、2017年4月看護学研究科博士前期課程、2019年4月看護学研究科博士後期課程の開設に伴い、教員の年齢構成において、60歳代以上の比率が増加した。
- ・教育学部では、教員については教授19名、准教授5名、講師8名で構成されているが、

教授の高齢化及び退職者に伴い、将来構想を計画的に検討する必要がある。

(4) 全体のまとめ

本学の理念・目的に基づき、求める教員像及び教員組織の編制に関する方針を明確にし、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーなどの各種方針に基づく教育や学生支援の実現に必要な教員組織を編制している。また、いずれの学位課程においても大学設置基準及び大学院設置基準で規定されている教員数を上回っており、学生へのきめ細やかな教育指導及び教員の質担保が可能となっている。各学部・研究科の教員組織の編制方針については、現時点で明示していないため今後策定をしていく。

教員の資質向上を目的とした組織的なFD活動については、各学部・研究科において多角的に実施されているが、今後は、全学的に内部質保証推進組織が中心となり、教員組織の編制方針等に基づき教員編成を行っていく。